

(H 2 4 . 7 . 1 2 甲府地裁刑事部・甲府家裁総務課)

裁判員経験者と法曹三者の意見交換会議事録

日 時 平成 2 4 年 6 月 2 8 日 午後 2 時 0 0 分 ~ 午後 4 時 1 0 分
場 所 甲府地方裁判所裁判員候補者待合室
参加者 裁判員経験者 6 人
裁判官 深沢茂之
検察官 恒川一字
弁護士 前田直哉
司会者 須藤典明 (甲府地家裁所長)
概 要 下記のとおり

記

(撮影 3 分間)

【司会】

本日は、お忙しいところ、お集まりいただきましてありがとうございました。それでは、裁判員経験者の方々と法曹三者との意見交換会を開始させていただきたいと思います。司会は、所長の須藤がさせていただきます。よろしくお願いいいたします。まず、裁判員裁判の現状についてご説明させていただきたいと思います。裁判員裁判は、ご承知のとおり 2 1 年 5 月 2 1 日から始まりまして、3 年を過ぎたところで、これまでの状況を申し上げますと、この 2 4 年 4 月までに、全国では 3 , 7 7 0 人の被告人について裁判員裁判が行われました。このうち、裁判員として参加していただいた方が 2 1 , 2 9 8 名でございます。補充員の方は 7 , 4 1 1 名、合計で 2 8 , 7 0 9 名の方に裁判員裁判に実際に参加していただいております。候補となった方は、これは大変な数でして、全国で 3 2 1 , 3 7 8 名の方に候補になっていただいております。こういった状況で裁判員制度も着実に行われているわけですので、甲府の裁判所について申し上げますと、本日までといっても今週は無かったので、先週までということになります。被告人の数で 3 0 人裁判員裁判を行いました。補充員の方を含め、合計で 2 3 7 名の方に裁判員裁判に参加していただいたという状況です。本日の意見交換会ですが、これは裁判員裁判の法律ができたときに 3 年が経過した時点で実施状況を検討して、この裁判員裁判が我が国の刑事司法制度の基盤と

して十分にその役割を果たすことができるように、必要な措置を講ずることになっていきます。そういったことで、裁判員を経験された方から率直なご意見を伺って、これからの刑事司法の基盤となる裁判員裁判のあり方等について検討するいろいろの判断材料等にさせていただければありがたいということで、今日はお願いしている次第です。そういった趣旨から、今日は、まず、全体的な感想等をお聞きしたあとに、証拠調べでのわかりやすさという点について、お伺いしたいと思っております。それから、世間でよく言われています裁判員としての負担感はどうなのかという点をお伺いして、最後に、これから裁判員となる可能性がある県民の方々に、同じ県民として、メッセージがあればいただきたいと思えます。

まず、参加していただいている方が、どのような事件を担当していただいたかということをお伺いして、裁判所の方から簡単にご紹介させていただければと思います。

【裁判官】

裁判官の深沢でございます。裁判員経験者のみなさまにおかれましては、お忙しいところどうもありがとうございます。それでは、私の方からそれぞれご参加された事件の概要をですね、紹介させていただきます。

まず1番の方は、強姦致傷、集団強姦致傷、強姦未遂事件でございました。自白事件ということで、判決までの審理期間は6日ということでした。

2番の方は、強盗殺人、詐欺、有印私文書偽造、同行使、免状不実記載、道路交通法違反、死体遺棄事件ということで、かなりタイトな事件でした。強盗殺人については否認ということでしたが、その他の事件については自白していたということでした。審理期間12日間でした。

3番の方は、殺人未遂事件で、これは自白事件ということでした。審理期間6日ということでした。

4番の方は、現住建造物等放火の事件で、自白でして、審理期間は3日ということでした。

5番の方は、殺人、逮捕監禁ということで、殺人については否認で、逮捕監禁については自白していたという事件です。こちらの審理期間は8日です。

最後6番の方は、傷害致死でした。これは、自白事件で、審理期間5日ということでした。以上です。

【司会】

審理期間等いろいろですが、今ご紹介したような内容についてご経験をいただいたということでお話を伺いたいと思います。それから法曹側の出席者ですが、今説明していただいたのが地裁の深沢部長ですが、それぞれ簡単に自己紹介をお願いします。

【裁判官】

深沢でございます。みなさんの顔を拝見しますとその時々的事件が思い出されまして、今日は、なつかしい気持ちにもなっています。短い間ではございますが、みなさまのご感想を率直に伺えればと思っています。今日はよろしくお願いいたします。

【検察官】

検察官の恒川と申します。私は、裁判員裁判が始まってからいくつかの裁判員裁判を担当させていただいたんですが、こうやって裁判員関係者の方と実際にお話しする機会というのは、実は初めてで、非常に楽しみにしておりました。みなさんのご意見を参考にさせていただいて、今後の審理、訴訟活動のあり方等について参考にさせていただければと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

【弁護士】

弁護士の前田直哉と申します。私は、山梨県弁護士会の裁判員制度の実施委員会の副委員長をやっております。私自身は裁判員の事件は今まで2件担当しておりますけど、かなり山梨県内でも事件数が増えておりまして、これらの裁判の内容について、裁判員の方々から直接意見を聞けるという大変貴重な機会をいただきましたことをたいへん感謝しております。本日お伺いした内容を県の弁護士会の方にも持ち帰りまして、いろいろ参考にさせていただきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

第1 裁判員を経験しての全体的な感想

【司会】

それでは、順次、裁判員を経験した方からまず全体的な感想等がありましたらお伺いしたいと思います。まず1番の方からよろしいでしょうか。

【1番】

先ほど裁判長から事件の紹介がありましたが、集団強姦致傷、強姦致傷、強姦未遂、それに関わった加害者2名と被害者4人で、最初こんなものをどうやって整理するのかなと、最初の検察官がプレゼンテーションでA4で一目瞭然でわかるようにAさんBさんCさんDさんそれに関わるI、T、Kの関わりがですねカラーで図面ですねポイントをきちんと押さえてあって、検察とはすごい組織的にやっているなと思ひまして、すぐあと弁護士側の用意したのはペーパー1枚で自白ですからストレートにごめんなさいと書いてあって、ストレートに日々を反省し、しっかり償っていくので寛大な処置をとというような非常に簡単明瞭なペーパーでして、次に証人尋問、被告人質問については、主任弁護人の聞き方が本来なら被告人に有利なことを聞き出すかと思ったら、検察官よりきついことを聞いて何でそんなことを聞くのかと私は不思議に思いました。

【司会】

いろいろあるかもしれませんが、まず先に進んでからということで、2番の方、感想等をお願いいたします。

【2番】

はっきり言って、12日間という裁判を経験させていただきまして、非常に長かったです。一番最初にここで自分たちが選ばれたときは、いつの日いつの日と日にちが出されていたんですね。それを何組かに分けると思っていたんですね、事件ごとに。例えば、私の場合は事件がいくつもありましたんで。それが分かれてなくて、全部一括で、全部で12日間、そうすると拘束時間としては2週間近くかかりますよね、土日がありましたから。それで、はっきり言って全体的な感想と言われたら長かったの一言です。以上です。

【司会】

ご苦労様でした。細かいところは、後でお聞きします。3番の方、どうでしょうか。

【3番】

今回このような場を設けていただいたのはうれしいのですが、逆に当時1年くらい前ですが、経験した中で正直その日に来て、これから選ばれて、選ばれたら、もうそのまま始まりますよと、心の準備がちょっと、自分の中ではあれっというような正直なところありまして、せいぜい次の日からというイメージ

が自分の中にはあったのですが、その中で進められている中で、裁判長、裁判官、いろんな方と評議とかした中でも、自分の中では経験した中で、いろんなことを知るといことはよい経験になったと思います。

【司会】

ありがとうございます。では、4番の方、お願いいたします。

【4番】

自分が裁判の方を見させていただいたのは、現住建造物等放火事件で、おそらく一番短かった事件ではないかと思っておりますが、ほとんど状況証拠やらで、もうちょっと12日間とかではないんですが、長い間で内容がぐちゃぐちゃするんじゃないかなというものだと思っていたので、短い期間で、もう出ているものを見ていく形のような流れがあったんですが、最後に判決を下す際に、自分の中に始めから見たという感動があったので、自分もこの事件に携わったんだなと重く感じることもあったんですけども、貴重な体験をさせていただいたということで、非常にありがたく思っています。

【司会】

3日というのは、なんか短かったという感想にもつながっているのですか。

【4番】

そうですね、もっと長くやるものだと思っていましたので。

【司会】

短かったから不満とか物足りなかったということでないですかね。

【4番】

そういうことはありません。

【司会】

ありがとうございます。5番の方、どうでしょうか。

【5番】

最初は選ばれたその日の午後から評議ということでびっくりしましたが、その点については、あまり先入観も持たずに入ったのがかえってよかったのかなと感じました。一緒に参加された裁判員の方々も年代も住んでいるところもばらばらで、よくまあこれだけランダムに選んだなと思いましたが、最初評議が始まってみなさんと話しているときに、こういうのも失礼かと思いますが、年

配の方とか，被告と被害者の名前を間違えて大丈夫かなと思ったのはあったのですが，だんだん評議とか裁判が進むうちにみなさんも理解が深まったりとか，一緒に参加した若い方が年配の方にこれはこうなんですよと話したりして，うち解けていったりとか，年配の方が最終的には情状酌量のところで貴重な意見を言ったり，なるほど，こういう部分で年配の方が参加する意味があるんだなとか，若い人がこういうところで参加する意味があるんだなといろいろ感じた部分があります。

【司会】

ありがとうございます。では，6番の方，よろしいですか。

【6番】

傷害致死に参加しましけど，前の方も言っていたように，ここで選ばれて，面接して，決定した途端に午後からもう入ったというのがびっくりして，やっぱり1日目は真剣に聞いていたんだけど，すごい緊張感で，家に帰っても緊張のしっぱなしという状態だったんですけれど，やっぱり5日間通って，一緒にやった裁判員の人と，裁判長，それから裁判官の人たちが非常にやさしい受け止め方というか，すごく怖いイメージがあったんですよ。何かうんときつく言われるとかイメージがあったんですが，すくなごやかかっていうか，すごく意見をうまく引き出してくれたり，そんなに困ったということがなく，無事終わったということは，やっぱりみんなが経験できないことを私が経験させてもらったということで感謝しています。

【司会】

ありがとうございます。今，全体的な感想をいただきまして，その中で，その日の午後から選ばれて，ちょっとときどきしたり，緊張したというお話が，3番の方，5番の方，6番の方からありましたので，その点どうかをちょっと他の方にも聞いてみまじょうか。4番の方，その日の午後から始まったということについてどんな感じをお持ちでしょうか。

【裁判官】

4番さんの事件は，選任手続は別の日でしたかね。

【司会】

4番の方は違う日から始まったということでもいいですか。それでは，2番の

方は、その日の午後から始まりましたか。

【2番】

そうですね。

【司会】

どんな感想を持ちましたか。

【2番】

選ばれたらしょうがないかなと腹をくくるしかないし、あと会社員という立場からすると、会社に電話しなくてはならない。今まで送ってきた生活が、今度ちょっとパターンが狂うぞというその手続もしなくてはいけないし、ていうその時間的なものがもう少し欲しかった。

【司会】

そうすると、まあ1日くらい、やっぱりその日はゆとりがあった方がよかった、という意見になるんですか。

【2番】

そうですね。

【司会】

1番の方はどんな感想でしょう。

【1番】

私の事件は、ごく最近の事件でマスコミ等でかなり取り上げていて、まあひどい事件だな、被害に遭った方々の心情はどうだったのかなとか思っていたことはあります。その日にやることでも準備はできていました。

【司会】

その日の午後からってというのは、裁判所としてはどう考えたらいいんですかね。

【裁判官】

実はですね、これは日程的な面でやむを得ず入れているところもあるんですけども、他庁の取扱い等を拝見いたしますと、結構、別期日に選任を先行させている件もあるんですね。実際に当庁でも4番さんをお願いした事件なんかは別な日にさせていただいたんですよ。こちらの方も別の日がよいのかなっていう意識はあります。今後はですね、できるのであればそちらの方向でや

ってみようかと考えています。

【司会】

検察官の立場だと、その日の午後から行うのは、どのような感想ですか。

【検察官】

実は、私はその日の午後からの方がいいのではないかと考えていまして、いきなり初日から1日審理だとやっぱり裁判員の方は慣れていないところがあるので、1日目に1日分の証拠調べの量をいきなりやってしまうと、消化不良を起こすのではないかと考えていまして、そうだとすると、午後半日ある程度の証拠調べをやりまして、それで、次の日ぐらいから証人尋問という形になった方が、私の考えではよく理解できるのではないかなという印象は持っています。

【司会】

弁護人の立場だとどうですか。

【弁護士】

そうですね、私の方も午後からの方がよいと思います。今、検察官もおっしゃったとおりでして、最初の日に起訴状と冒頭陳述くらいをやっていただいて、事案の概略をつかんでいただいて、1日おいて次の日から証拠調べを重点的にやって行く方が、ある程度消化しやすいという気がします。

【司会】

審理は次の日からなのですが、選任された日の午後は一般的な傍聴等していただくとなると、弁護人の立場だと時間が空いてしまうということにはなるのですが。

【弁護士】

そうですね、こちらとして時間的なものについては、裁判に合わせてやりますので、そちらの問題は特にはないと思います。

【司会】

日程の問題とかありまして、必ずしもできないこともあるんですけど、前回の裁判員経験者の方との意見交換会の中でも、午後からじゃない方がよいのではないかという意見が何人かの方から出てはいたんです。そういった午後に空けてですね、裁判所を見学したり連絡を取ってもらったりするために空けた方がいいのではないかなと、刑事の深沢部長が言ったとおりで、裁判所もできれ

ばそういった方向で検討しようということは、まだ検討ですけど、考えているところです。今いただいた意見も参考に、そういった点ももう少しできるように取り組んでいきたいと思います。

第2 証拠のわかりやすさについて

【司会】

ちょっと順番が前後してしまうかもしれませんが、1番の方から、検察官の話ってわかりやすくて充実していたけれど、弁護人の話は若干簡単すぎるのではないかというような話があって、これは前回も同様の指摘は何人かの人からいただいていたんですが、他の方のご意見も聞いてみましようか。他の方はどんな印象を持たれましたか。最初の検察官の話と弁護人の説明ですね。

【5番】

我々の時も検察官の意見側からの主張というのははっきりしていて、非常にわかりやすく作られていて、誰が見てもほんとにわかる感じがありますが、あくまでも話している中で、検察官側が主張する内容をやっているものだから、ほんとかどうかというところはあるんですが、ちょっと検察よりになってしまう可能性があるのではないのかなという部分もありました。弁護人の方が、我々の事件のときは何かはっきりしない感じであって、たまたまそういう人だったのかもしれませんが、発言も声が小さいし、その印象を被告人が被ることはなかったと思いますが、逆に被告人がかわいそうかなと思った部分がありました。

【司会】

被告人にかわいそうではないかという感想をお持ちになったということですが、3番の方、どんな感じをお持ちになりましたか。

【3番】

実際、私も、その感覚というのはあったように思っているんですが、実際説明をしていただいた中で、その場で解釈できるものはほとんどないと思うんです。そのたびに評議とかいろんな形で、裁判長に聞き直したり、その内容をもう一度考える余地があるということは逆にいうと印象だけであって、ただその印象をそのままっていうのは逆になくなるという印象がありました。

【司会】

特に大きく影響を受けることはないだろうということですか。

【3番】

自分の方ではそのように解釈しております。

【司会】

2番の方はどうですか。最初の説明がわかりやすいかどうかということですが。

【2番】

確かに検察の方の方が、はっきり言葉も言って筋が通った、極端に言うとそれをずっと聞いている私たちは洗脳されるみたいなその言葉に、弁護人の方の方が何か「のぼっ」とした方だったので、そうすると印象的には検察の方が強くなってそちら側の方に動いてしまうという気持ちはありますね。それがまた評議で戻されたり、いろんな話をしていくうちに変わっていき、最終的な決断はできたんですが、やはり、物の言い方っていうのは、だいぶ変わってくるのかな。

【司会】

6番の方は、どんな感じでしたか。

【6番】

結構、検察側の説明ははっきりしていて、弁護士になるとちょっと弱いつていうか、でも、それなりに双方の問題に対して要点を突いていたので、後は評議の中で、みんなで話し合っ、わからないことは質問したり、この辺はどうかとか裁判長なんか修正してくれたり、考えやすかった。そんなに抵抗はなかった。

【司会】

4番の方いかがですか。

【4番】

やっぱり検察官側の資料の方が非常に見やすく、資料を見るだけでこれこれこういう理由でこうなりましたっていう下の方まで書かれていた形なんです、弁護人の資料は要点の大きなところだけ、どっと書いてあるだけで、後は、口頭で説明するような形が入りにくかったように感じました。そうすると、検察官側の資料の方が頭に入って偏った部分が出てくるんじゃないかと思ったとこ

るです。

【司会】

検察官はそういったいろいろ工夫を積み重ねて作成されているというのは、前回も出ていて、同じような意見が出るんですが、弁護人の立場だといろいろ難しい問題もあると思うんですが、どんな感想を受けますか。

【弁護士】

前回も弁護士の方から出たと思いますが、なかなか我々の方では情報蓄積というのは難しい状態でありまして、かなり研修等を行って情報の共有化は図っているところですけども、一回一回の事案の積み重ねというか、なかなかできない状態です。各弁護人のご努力に任される部分がありまして、弁護士によって相当ばらつきがあるんじゃないかという気はいたします。なるべくわかりやすい冒頭陳述はみなさん心掛けてはいますので、なるべく今日のこういった意見等を反映させるようにそれぞれ工夫いたしております。

【司会】

勉強会みたいなのは、弁護士会でも行われているんですね。

【弁護士】

はい、定期的に裁判員裁判を担当した弁護人が発表してですね、こういった形でやったんだけどもということを勉強会で、それで各弁護士会の弁護士がそれに対する意見を述べるというようなことはやっております。

【司会】

どのくらい的人数が参加されているんですか。

【弁護士】

かなり参加はしていると思います。3, 40人やっております。

【司会】

徐々にはよくなっていくだろうということですね。

【弁護士】

我々としても喫緊の課題ですので、努力はいたしております。

【司会】

そこはよろしく願いいたします。先ほどお話があったように、被告人がちょっとかわいそうかなという印象を持たれること自体が被告人にも本来の弁護

としてはどうかという面がないことではないので、その点はより一層努力をお願いするということにしたいと思います。

それぞれ、どんな主張でどういう立証をしていくのかという説明がありますと、その次に検察官が請求する証拠を明らかにして、普通は、事前にできている調書を朗読するということになるんですが、調書の朗読について何か感想、わかりやすかった、わかりにくかった、長かった等何でもいいんですが、調書の朗読について1番の方から感想をお聞かせください。

【1番】

やっぱり長いですね。事案としては争うところないんですよ。2日目になると、もっぱら私なんか年寄りっていうか、メモを取るのが必死で、それだけがストレス。たかが6日ですが、私たち素人がメモを必死に取るということは大変なことですから、ゆっくり読んでいただいたんですが、もう少し調書を短縮していただきたいです。

【司会】

2番の方はどうでしょう。検察官側が読み上げている調書についての感想は。

【2番】

供述調書だけではなく、自分たちは素人ですよ、そうすると裁判というのはどういう流れで、どういう風にして、どうやって行われていくのか全体的な流れを知らない間に入っているわけです。今、冒頭陳述をしますよっていう冒頭陳述っていうのは何なのか、供述調書って何なのかって説明が入っていないんです。なので、ここで何をしたいのかってということがどこかで頭の中に入れておかななくてはいけないのか、先ほど言ったようにメモを取らなくてはいけないのか、あと頭の中だけで整理できるのか、どのくらいの長さになるのかっていうシステム的なものが知らされてなかったの、その辺のことを最初に言ってもらうべきではなかったのかなと今の話とは違いますけど。

【司会】

その話はちょっと置いておいて、3番の方のお話をお伺いしますか。

【3番】

検察官側とか冒頭陳述とかそういう中で、専門用語がたまに出てくると、専門用語がわからないで進むと、その後どう解釈していいのかっていう面が出てく

るといふのがありますね。評議の中で説明があつたりするからわかるんですが、その一番重要なときに専門用語という言葉が解釈できないといふのが一番、自分では不思議なんです、わからないでそのまま過ぎてよいのかつていふのが、聞いている中で一番逆に苦痛になる部分がありました。

【司会】

おっしゃることはよくわかりますよね。聞いててわからないところがあると、どうしてもそこで頭が混乱して入ってこないといふことは確かにあるんですけどね。4番の方は、調書の朗読を聞いててどんな感想をお持ちですか。

【4番】

先ほど言われたように、専門用語つていふのが、あまり聞きなれない言葉が多いところで、何となく感じをみてどんなものかといふのは、自分の中でこの言葉はこつう意味なんだなつて解釈してとらえている部分がちつとあるんですが、そついったところを先に説明が欲しかつたかなといふところがあります。

【司会】

5番の方いかがでしょうか。

【5番】

特に私の方は問題がなかつたといふか、読み上げる検察官の人によつて、ちつと聞きやすかつたり、聞きづらさがあつたといふのはありました。

【司会】

何が聞きやすい、聞きにくいの分かれ目ですか。

【5番】

読むスピードなんですけど、実際ある程度スピードが速くなつてくると、当時担当された深沢さんとかがもうちつとゆっくりとか言つてくださったので、周りにいた年配の方とか女性の方も聞きやすくなつたりとか、そつういふこともありましたので、それについては、特に問題はなかつたです。実際、わからないことが結構あつたので、メモをとつておいて評議のときに話をしたりしてですね、そつういふことについても、実際に後ほど解説があつたりしたので、特に我々の場合あまり問題がなかつたと思ひます。ただ、検察側の方の読み方の力量つていふわけではないですけども、力が入っているところは、力が入つて聞くといふことが

あるので、話の読み聞かせではないんですが、そういうのも多少影響があるのではないかと感じた部分はあります。

【司会】

6番の方お願いします。

【6番】

私の場合は、傷害致死で、意外と身近な問題、だから主婦としても身近に感じているような事件だったので、説明されていることもだいたい理解できましたが、ただ専門用語とか病名とかはわからなかったらやっぱりメモをとっておいて、評議の時に聞くという状態で、そんなに困ったことはなかったです。

【司会】

例えば、時間が長いとか、聞いててわからなかったということは、あまりなかったですか。

【6番】

それはなかったです。事件自体が身近な事件だったので、逆に自分たちの意見ではないですけど、主観が入ってしまうところもありましたけど。

【司会】

ありがとうございました。今ご指摘いただいた点は、一つは、手続が最初になんか何をやるのかの説明があればもっとわかりやすかったのかなという指摘もあったんですが、その点、裁判所としてどうでしょう。

【裁判官】

こちらとしても神経を使っているところでございまして、一応どの事件も最初に法廷にご案内させていただきまして、その中で裁判の流れは説明させていただいているつもりではあるんですけどね。ただ、緊張されていますので、なかなか全体の流れをやっぱり把握できないのはあるのかもしれないね。予定表もお配りしてですね、今日はこの部分だということを意識しながらやっているんですが、関与される双方の検察官と弁護人のやり方にも関わるんですけども、人によっては今このところの関係を立証しますとか、今日の証人ではこういったところを立証しますとか言ってもらっているケースもあるんですね。こちらの方でも今度の証人はこちらに係る部分ですとか一応申し上げてやるようにはしているんですけども、今後も工夫する必要があるとみなさんのご意見

を伺って感じました。

【司会】

それぞれの手続の前に改めて軽く説明して始めるというのは、実際問題どう
なんですか。可能なんですか。

【裁判官】

それは可能だと思いますね。やはり、初めてここに来られるわけで、裁判を
初めて体験されるわけですから、どの部分のどれをやるのかなってというのは、
意識した上で聞いていただくというのはいいですよ。それはやっぱりやらな
くてはいけないと思います。

【司会】

今の手続の流れみたいなのは、検察官は自分で言えなくはないんですけども、
どんな感じですか、聞いてて。

【検察官】

それは立証責任を負っている検察官としても、やはりきちんと丁寧に説明を
した方がいいのかなという印象は受けました。専門用語についてもできるだけ
身近な言葉に置き換えるようにしているつもりではあるんですけども、やはり
ちょっとだんだん慣れというものが出てきてしまって、その点も含めてもう一
度検討し直す必要があるのではないかと考えております。

【司会】

弁護人の立場では、専門用語等について特に気を遣ったりしてますか。

【弁護士】

やはりわかりやすい言葉に置き換えて、冒頭陳述や弁論等をやっているつも
りではあります。

【司会】

我々専門家がわかりやすく言い換えたつもりでも、実際に裁判員の方に聞いて
いただくと、やっぱり何言ってるかわかりにくいというのはあるのかもしれ
ないなと思いますね。実は、裁判員裁判が始まるかなり前から、何年も、難し
い言葉をやさしく説明する方法という勉強会等を裁判所も検察庁も弁護士会も
やっていたんですよね。やっていたんですけども、やっぱりまだわからない
という感想もあってですね、まだまだ足りないのかなというところがあります。

それから、今、調書の部分がちょっと長いのではないかというお話があって、2番の方は12日間審理をされていて、なおのことそういった面があったかもしれませんが、調書の時間の長さはどんな感じでしたか。

【2番】

確かに長かった気がします。事件は一つなのかもしれませんが、一つ一つの例えば殺人であったり、詐欺であったりと一個一個がいくつもあったわけですから、それに対していちいち全部やらなくてはということで、頭の中が最後の時になるとごっちゃごちゃになって、もっと整理されたものが頭に入っていればどうだったかなと思います。

【司会】

3番の方は、長さはどうでしたか、専門用語はさておき。

【3番】

長さ的には長いというイメージはあまりなかったんですが、ただ、先ほども言ったように、解釈しづらい言葉が、長いと余計次々に出てくる言葉が余計長くなってしまおうとわかりづらいのではないかと思うんですが、自分の経験した裁判の中では長いというイメージは受けていない。

【司会】

5番の方もそんなに長いという感じではなかったというお話でしたが、読まれた内容は後で覚えていましたか。

【5番】

覚えていました。

【司会】

だいたい頭に入っていたという前提でいいですか。

【5番】

はい。

【司会】

検察官としては、事件によると思いますけれども、何か工夫とかあるんでしょうかね。

【検察官】

やはり供述されている方の立場だとか、いろいろ重要な方の供述調書なのか

どうか、いろいろ位置付けによって様々だと思えますが、私も横で聞いてて長いなと思うこともなくはないということもありまして、やはり長いということを感じられるということは、同時に集中して聞いてもらえない、わかりづらいということも背景に多分にあるのではないかと思ひまして、必要に応じて、テーマごとに区切ったり、読み手を変えてみるとかいろんな工夫が必要だと思ひておりまして、最初に調書の朗読を始める前に、どこがポイントであるとかそういうところを説明して、たぶん同じ調子で聞いているのが大変なんだろうとは思ひております。いろいろと工夫はしているつもりではいるんですが、やはり工夫がもうちょっと足りないかという点は、感じておりまして。やはりそれも、もう一度見直す必要があるのではないかと感じております。

【司会】

なかなか難しいところはあるわけですがけれども、もともとの刑事裁判は直接主義とか公判中心主義とかなるので、なるべく肝心なところは調書ではなくて、他の誰か担当者とか連れてきて立証するのは、実際問題難しいですか。

【検察官】

これも事件によるということが一つあると思うんですけども、やはり一般の方に証人で法廷でお話をしてもらおうという話をしたときに、まず言われるのが、逆恨みをされるんじゃないですかとか、被告人が目の前にいるんですよ、そんなところで話すのは嫌ですと、仕事もありますしとかいろいろありまして、もちろん日中の時間ですので、仕事をされている方がほとんどですので、そういった方の負担というものを考えますと、是非出てくれというのはなかなか言いづらいということもあります。それから、何回もこれまで話をしたじゃないですか、まだ話をしなければならぬのですかということがあり、出てくださる方とそうではない方がありまして、今のところはちょっと難しいという方が多いかなというのが現状です。被告人が否認をしていて、どうしても必要であるという場合には、ほんとうにお願いして出ていただいている状況もあり、やはり供述調書だけを聞いていると、直接やっぱり証人の方に話を聞いてこの点はどうだったのかというところを解消するということは、検察官としても重要ではないかという気持ちは持っております、ただ、出ていただくことがなかなか難しい現状があるということをご理解していただければと思ひております。

【司会】

いろいろ事情があるというわけですね。今お話がありましたね、弁護人の立場でですね、調書を不同意にすれば尋問をやらなければならないということになりますね、そのあたりについてお考えはありますか。

【弁護士】

不同意にすれば当然証人尋問ということは、こちらとしてもやむを得ないということで、たとえ被害者の調書であったとしても、被告人自身がそれは違うということであれば、それは不同意にしてやらなければならないところがありますが、同意調書について、朗読より尋問というのはどちらの方がわかりやすいかというのは、ちょっと私どもの方ではなかなか判断つきづらいというか、その点は、裁判員の方々にお聞きしたいところでもあります。

【司会】

実質はそんなに争ってはないんだけど、同意しないで不同意ってことはあまりないんですかね。

【弁護士】

公訴事実には争いはないけれども、量刑事情について争いがあると、特に被告人がこの点どうしても争いたいんだというようなこだわりが何かある場合には、そこはやはり部分的に不同意をせざるを得ないということになります。

【司会】

これはデリケートで、微妙な問題が双方の立場でもありますので、なかなか難しいところですけど、今お話があったような点もそれぞれお聞きいただいて、なるべくわかりやすいっていう方向へ行かなくてはならないということは事実なので、よろしくお聞きしたいと思います。

(休憩 5分間)

第3 証人尋問・被告人質問について

【司会】

調書に続いて、実際に法廷で証人なり被告人本人の尋問ということで、直接話

を聞いていただくことになるのですが、これについて、こういう点がわかりやすかったとか、わかりにくかったとか、なぜこういう点を聞かなかったのかとか、感想があればお伺いしたいと思うのですが、今度は6番の方がいかがですか。わかりやすかったとか、本人の表情がどうだったとかそんなのでいいですよ。

【6番】

わかりやすかったのですが、事件の内容でもう少し周りの人が気が付かなかったのかなと思いました。いろいろな制度を使えばこんなことにならなかったのに、それが行き届かなかった。被告人がそこに至るまでは過程があったのですが、公的な手助けが少し薄いなと感じました。内容が身近な事件だったから、そのような事件を起こさないための対応も必要じゃないかなと思いました。

【司会】

逆に裁判そのものとしてはよくわかったということなんですね。

【6番】

だいたいわかりました。

【司会】

5番の方はいかがですか。証人尋問や被告人質問についての感想ですが。

【5番】

聞きたいことがどうしてもあって、裁判長に相談したら「質問してください」ということでしたので、わからないことがその場で聞けたので内容はとくに問題はなしと。とくに証人については、共同正犯だった方の話し方といい、態度がわかりやすかったところがあって、被告が言っていることがわかりましたので、やはり直接本物を聞くべきだと、調書だけではなくて、本人の態度からくみ取れるところがあったので、重要だと感じました。

【司会】

検察官と弁護人のそれぞれから聞かれていると思うのですが、どちらがわかりやすいとかわかりにくいとかそれはあまり感じなかったということですか。

【5番】

そうですね。あまり感じませんでした。

【司会】

両方まあまあわかったと。

【5番】

そういうところはわかりました。弁護士の方がそれを聞いても一定の答えしか出ないのかなと思いました。

【司会】

事件の内容もあるので、どう聞いても一定の答えしか出ないのではないかと、いうことは聞きながら思ったということですか。

【裁判官】

5番の方が関与された事件は、共犯者を実際に呼んで聞きましたので、調書の朗読もありましたけれども、証人尋問が主になって行った事件ということですよ。

【司会】

4番の方は、証人尋問や被告人質問について何か感想は。わかりやすかったとか、こういう点はどうだったかなとか、証人の表情はどうだったとか、何でもいいのですが。

【4番】

わかりやすかったというのはあるのですが、こんな人もいるんだなというところで、何でこんな事件を起こしてしまったんだろうなと感じたことはありましたけど。

【司会】

質問と答えが噛み合わないとか、そんなことはなかったということでもいいですか。聞いていてやりとり自体はわかったということでもよろしいですか。

【4番】

普通に。はい。

【司会】

3番の方はいかがですか。

【3番】

証人尋問等に関しては、私が携わった中では、被害者やその家族からも直接話が聞けて、それがはっきりとする中で、家族内の関係の事件だったのですが、被害者が死亡していないから逆に本人から直接話が聞けたということは一番わかりやすく、内容的にもはっきり、文章だけではなく、本人から聞けたというのがよくわかったのですが。

【司会】

あとで、心証とか、量刑で年数、何年がいいかを決めるときにも役に立ったということですか。

【3番】

そういう流れの中で、話を直接伺えた中、心証もどういうイメージがわくのかということもありましたし、そうすれば、評議をする中でも話をしやすいし、わかりやすかったです。

【司会】

2番の方はいかがでしたでしょうか。

【2番】

証人尋問の中で、死体を解剖されたときに、先生がいらっしゃったんですね。是非聞きたいのですが、解剖の写真まで見せてくれたのですが、はっきり言って、6人の裁判員の中には直視できない人も出まして、例えば、文章なり、絵とか図とかに変えられないのか、本当の写真を出さなければいけないのか疑問でしたけれども。

【司会】

尋問というよりも、立証全体の中で、死体の解剖の写真が非常に強烈だったということになりますね。

1番の方はいかがでしょうか。

【1番】

証人尋問で、被告人がこんなことをするのは必ず何か理由があるのに、非常にワンサイドゲームで、被告人を弁護人とかも叩いちゃって、心情的にはあんまりではないか、何とかしてあげたいという気持ちを最後まで持ちました。被告人に対して弁護人がよいものを出そうとか、よい方向に持って行こうとかまったくなかった。検察官よりも厳しいと。被告人の性癖ということですから片づけていましたが、被告人の性癖ということはたぶん更生できないだろうと思いました。裁判の組立てを弁護士さんが間違っただのではないかと思いました。

【司会】

逆に言うと、そういう印象を持ったということは、尋問が役に立ったということになるわけですね。

【1番】

はい。そうです。

【司会】

弁護人の立場で、今のような1番の方のような話が出たら、どんな対応があるということになるんですかね。何か考えがありますか。

【弁護士】

いろいろ対応は変わるとは思いますが、今おっしゃられていたのは、被告人の事情をくみ取る場面が少なかったということですかね。確かに弁護人からの被告人質問の中ではある程度くみ出す必要はあろうかと思えます。ただそればかりに終始すると、別の見方をする方々が、これでは反省が足りないのではないかと、もっと厳しくその場で弁護人としてもやったほうがよいのではないかとおっしゃる方も出てくるとは思いますので、そのバランスは難しいかと思えます。

【司会】

直接やりとりを見てしまうので、その印象が裁判員の方も強く持たれるので、その中でよい面が見える場合もないわけではないので一長一短なんですが見えてしまうということ自体は実は悪いことではないんですね。行った犯罪とともに被告人の人柄なり、もしくは家族関係の問題点等も直接わかっていただいて、それを判断にも反映していただくというのが裁判員制度がもともと持っている特質の一つでもあるのかなと思えます。ただ一つあったのは、検事の立証にも関連しますが、死体の解剖の写真等をどうしても出さなければいけないのか、何か替わりのものはどうかという話もありましたが、どうでしょう。

【検察官】

その事件自体、私はわかりませんので、死体の解剖の写真がどういう意味を持っていたのかということとはわからないところはあるんですが、通常は解剖医の先生を法廷に呼んで来て話を聞くというのはあまりない事態であって、検察官があえてそれをやっていることからすると、その証拠というのは非常に重要な証拠であったらろうということが考えられます。その中で、事実を直視していただきたい、本当にここが裁判の要になっている点なんだということになった場合には、例えば、絵に描いてもらうということは我々もよくやるんですが、それでは足りなかったのであろうと、実際の解剖、死体の所見にこういうものがある、だから

こそこう言えるんだという立証活動をせざるを得なかったのかなと思います。ただ、遺体の写真を見せるにしても見せ方とか、それはいろいろあると思います。少しよくわからないのですが、見せ方によって人の感じ方も変わってくると思いますので、そういった点について配慮できるのであれば配慮すべきなんだろうと考えております。

【裁判官】

今のに補足して、2番さんが関与された事件なんですが、確かに解剖の写真があったのですが、少しいわゆるカバーをした感じの、少し茶色くぼかすような形の処理を一応して、それを画面に映すような工夫はされていたんですね。ですから直接生の写真を映すようなことは一応はしないようにやっていたんですが、そうだとしたとしても強烈だったというご意見ということで伺っておきます。

【司会】

実際に死体解剖の写真等は、裁判員裁判ではない、プロが裁判をやるときには当然出るものだと、現実に怪我の位置とか、例えば殺人未遂だと刺した位置とかそのものを見て、刺し方の程度とか、もしくは部位によっては、未必の故意と言いますが、死んでも構わないという状況で刺したんじゃないかとか、死体解剖の写真そのものから読み取れることもあるので、これまでは出すのが当然だという前提で考えているものですから、今のようなご指摘があると、もう少し工夫の余地があるのかなと思います。今の話は実は裁判員の方のストレスとか負担感という問題につながっているのです。そちらの話に行きたいと思うのですが、負担感で言われるのは、例えば、性犯罪とか、今のような殺人の生々しい写真を見たときに何かもう少し軽減できないかという話がよく出るのですが、6番の方は傷害の写真とかありましたか。

【6番】

写真を見ましたけど、それほど強烈には感じなかったです。

【司会】

5番の方の事件は殺人ですよ。いかがでしたか。

【5番】

首を吊らせる写真が映りましたが、個人的には感じませんでした。女性の方には若干引いちゃった人もいらっしゃいました。

【司会】

4番の方の事件では何かそういった場面がありましたか。

【4番】

事件自体は放火の事件でしたね。焼け跡とか、実際に再現してみたような写真とかを見て、内容が内容だったので、わかりやすくよかったと思ったんですけど。

【司会】

それほどストレスは感じなかったということですか。

【4番】

はい。

【司会】

3番の方は何かありましたか。

【3番】

私の場合は殺人未遂だったのですが、その中で、傷跡を写真とかで確認した記憶があります。図と両方で説明があって、傷跡の形とか場所とか確認できたのはいいのですが、凶器とかそういうものを証拠として見せられたときにより印象はあまり。

【司会】

1番の方はいかがですか。そういうストレスを強く感じたとか。

【1番】

集団強姦の事件で、全部黙読で行われました。非常に長いもので、赤裸々に書いてありまして、周りにたくさんの傍聴人、新聞記者がいました。

【司会】

ご自身はどうだったですか。黙読して、ストレスは。

【1番】

作成者がよくこんなものを作成したなという感じで、女性是非常にショックを受けていました。

【司会】

1番の方は、自分としてはひどい内容だったけれども、それで引きずるようなストレスではなかったということですか。

【1番】

そうですね。ストレスはメモを書かされたことだけです。

【司会】

もちろん、人によって受けるストレスの強さは違うわけですが、裁判所からストレスがあった場合には電話相談、ホットラインがありますというのを最初に説明させていただいているのですが、パンフレットも実はお渡ししているんですが、ご記憶はございますか。メンタルサポートの直接の番号なりを裁判所で最初に全員に説明して、お配りもしているのですが、一部の報道等では、裁判員を経験された方が、何もそのような説明を受けなかったと言っているという例があったのですが、そのようなことはなくて、常に紙でもお渡ししているはずなんですね。ただ、審理をすると、あまりに強烈なので、こういった説明も飛んでしまう可能性もあったのかなと。最初の説明だけではなくて、終わった後もこういうストレスの対策等をもう一度説明した方がよかったのかなと反省点として裁判所も考えているところではあるんです。

第4 守秘義務の負担感の有無や必要性について

【司会】

今日は女性の方はお一人で、事件も性犯罪ではないので、性犯罪のストレスはどうかとお聞きしてもどうかと思いますので、先に行くこととして、実際に評議の内容を他に話してはいけませんという守秘義務とか他の点も裁判員の方々にストレスになるのではないかという議論がされるのですが、6番の方は守秘義務についてストレスはお感じになりましたか。

【6番】

裁判員になったということは言っても、内容はニュースでもやっているからと言えるというか、興味で聞かれた場合、新聞とか報道でやっているものの担当ということは言いましたが、あとはあまり言わないというか、言えないというか。

【司会】

言えないということで何かストレスはありましたか。

【6番】

別にそんなにストレスではなかったです。

【司会】

意見交換ができないとか、言えないことがストレスだったと思う方はいらっしゃいますか。3番の方、2番の方はいかがですか。4番の方もいいですか。前回意見交換会をやったときも守秘義務自体がストレスだとは思わないということは全員の方がおっしゃっていたので、あまりストレスはないのではないかという気はしているのですが、あまりストレスには思わないということで。他に日にちが長いと負担になるというお話がありましたが、そのような負担感はいかがですか。2番の方は何日ならいいということになりますか。

【2番】

1週間までですか。

【司会】

他の方で、5番の方なら何日くらいならいいですか。

【5番】

仕事の勤務時間がフレックスで全然違うので、他の方と比べると自由が効く方なものですから、事件に関わるとしても4週間くらいが最大かなという気がします。

【司会】

6番の方は5日間でしたが、いかがですか。

【6番】

あまり長いとは感じなかったです。

【司会】

5日くらいなら、また来てもいいという感じですか。

【6番】

はい。

【司会】

一番短かったのは4番の方ですが、そんなに長くは感じなかったということで、最初におっしゃっていましたが、他に何かストレスに結びつく点はありましたか。

【4番】

個人的な話ですが、夜の仕事で、裁判をしている時間は普段は寝ている時間になるので、仕事との、始まる前と終わった後の環境管理、時間管理が大変だったというところくらいですかね。

【司会】

仕事の関係で若干そういう点があるということですね。

3番の方は他に何かストレス的なものを感じる場面はありましたか。

【3番】

6日間というと単純に一週間で終わるという周りの人はイメージだと思うのですが、2週にまたいで、逆に土日とか間があるというのは、精神的にも肉体的にも楽な面がある。1週間の間に6日間やるよりは、またいで休みがあるという面ではよかったかなと思うのですが、ただ2週間程度が限度じゃないかなと思います。

【司会】

土日があってよかったけど、あまり長くなるのは困るということになりますかね。

1番の方は何かストレスがありましたか。守秘義務以外でもいいですよ。

【1番】

開かれた、すべての方々に認識を共有していただけるような裁判ですね。評議の内容について話してはいけないと言いますが、これは公表しちゃった方がいいのではないかと。評議の内容というのはものすごく広いんです。また、素人なりにいい考えが出ているんですよ。

【司会】

2番の方も長さや死体解剖の写真以外で他に何かありますか。

【2番】

とくにはないです。

【司会】

法律家の側で、裁判員もしくは一般の方からもこんなストレスという話をお聞きになったというのがありますか。検察官は何かありますか。

【検察官】

私は基本的に裁判員の方々とあまり接する機会がありませんので、そういった話に触れたという記憶はありません。

【司会】

弁護人はいかがですか。聞いたとか、そういうことはあまりないですか。

【弁護士】

直接は私は聞いておりません。

【司会】

ストレスもたぶん人によっていろいろだとは思いますが、少なくとも来ていただいている方では、若干立証の一部等ではあっても、守秘義務の中ではそれほどストレスは大きくなっていないのかなという印象を受けました。

【裁判官】

審理を巡るストレスについてですが、先ほど、所長の方からのメンタルケアについてのご説明をしていることに加えて、審理の中で同じような事件について同じような証拠を見ているわけですので、証拠を見て感じたことをそれぞれその場で言っていて、ご自分だけではなくて他の人もそういうことを感じているということを知っていただいて、みなさん、他の人も同じということで、ストレスにならないような形になるように努めております。それも少しみなさんにご理解いただければと考えております。

【司会】

殺人とか強姦とか重大な事件で裁判員を務めていただきますので、ストレスが全くないというのは無理なんですよ。犯罪そのものがそういう内容で、誰が見てもストレスを感じるようなものが前提になっているので、そこをどの程度まで合理的に減らしながら手続に参加をしていただけるのかが問題かなと思います。

第5 これから裁判員となられる方へのメッセージ

【司会】

時間も来てしまって、これから裁判員になるかもしれない県民の方々にご自身の経験等も踏まえてこれからのメッセージ的なものをいただければと思うのですが、1番の方からいかがですか。自分もよかったからやってもいいよとか、こんな点を気を付けたらとか、何でも結構ですのでメッセージがあれば。

【1番】

裁判員全員で揃ってこういうことを達成した、そういう達成感が重要かと思えます。

【司会】

達成感ということですね。2番の方はいかがでしょうか。

【2番】

仕事とか家庭とかいろいろな生活面で都合をつけなければいけないことがあると思うのですが、裁判員裁判をやったことによって、達成感や一つのこういうことを経験しましたというものが自分の中にあるので、周りからもそのような目で見られるというのもあるので、それも気が付きながらやって行ってもらいたいなと思います。

【司会】

周りからそういう目で見られるというお話ですが、具体的なエピソードとか何かあったのですか。

【2番】

会社に行くと、「裁判員裁判はどうだった」、「裁判所ってどんなところ」という感じで聞いてくるわけですね。内容は言えないのですが、裁判員はこういう風にやっていって、こういうところに行って、何人ぐらいいる中でこういう発言をしたというところまでは言えるので、そのようなことを仲間うちで話したりはしています

【司会】

司法全体についての一つの情報発信はしていただいているということになりますか。

【2番】

そんなものではないと思いますが。はい。

【司会】

3番の方はいかがですか。

【3番】

自分の感覚の中で考えて、一番はじめに、その年の終わりに裁判員候補者に選ばれたという通知が来たときに、その後自分で裁判所に来て選任されているという手順をするという中で、時間があつたらその前に一度裁判というものを見ておけばよかったかなと。自分の中ではテレビとかドラマとかの中でしか知り得るものがないので、実際にどういう風な流れのものがあるのか、そういうものをできるかぎりこれからの人も前もって経験、見学できるときがあれば、一度でもいいから来て、いろいろな裁判があると思いますが、裁判がどういう雰囲気はどう

いう流れのものかというのを経験してみた方がいいんじゃないかなと思いました。

【司会】

テレビやドラマを見て思っていたものと、かなり違ったという印象ですか。どこら辺が違いましたか。

【3番】

ドラマなので、誇張してドラマ化されているものですから、実際の中の雰囲気というものは全然違うものだというのが、本当にピーンと張り詰めた中で行われているんだというのが、自分の中では強い印象がありました。

【司会】

よい意味での緊張感があったということですね。4番の方はいかがですか。

【4番】

正直、裁判員に選ばれるとは思っていなかったので、結構、参加してみたい人もいれば、参加したくない人もいると思うのですが、その辺は、参加したくない人も諦めてもらって、人生の中で結構貴重な体験だと思うので、選ばれてしまったことは仕方ないので、そこは置いておいて、真面目にじゃないですけど、裁判に取り組んでいただきたいと思います。

【司会】

4番の方は実はあまり選ばれなくなかったけどというニュアンスが全体にはあるんですか。

【4番】

実際そうですね。運が悪かったというか。

【司会】

やってみたら貴重な経験だったという話ですか。

【4番】

そうですね。はい。

【司会】

5番の方はいかがですか。

【5番】

実際に裁判で刑罰を確定させる際に、自分が思っていることはこうだけど、実

際に裁判員の方は、いろいろな世代、いろいろな職業の方が参加されているわけで、自分はこうだったけど、あの人はこうだったというのがあって、自分が今まで考えていたことの他にもなるほどこういう考えもあるんだというような、同じ犯罪であっても考えることは人それぞれあるんで、そういったことを自分の中に入れられるということは、非常に得難い経験じゃないかと思います。一般的なことであるかもしれませんが、犯罪に対する、社会正義に関わることで、自分はこれが正しいと思っていても、そうではない、そういう考え方があるんだということを体の中に入れるのは意義があると非常に感じました。今後参加されるのであれば、自分の考え方だけがすべてではない、いろいろな人の考えがあるんだということを考えつつ、いろいろな人の話を聞く機会だと思って参加されるべきだと思いますし、見識を広げるとかいう意味でも意義が非常にあると思います。あまり怖がることなく、参加されるべきじゃないかなと思います。また、先ほど、テレビドラマ云々という話がありましたが、検察官側は「異議あり」とかいうのがあって、結構テレビドラマっぽい感じ。ただ、裁判長以下、裁判官の方々は、たぶんみなさんも感じられると思うのですが、そんなに厳しい方ではなく、割と気さくに物事をいろいろと教えてくださったり、答えてくださったりする方が多かったので、そういう意味では審理、評議の最中でもストレスをあまり感じないような環境でもあったと。実際非常に静寂な空間であるという印象がありましたので、我々のメンバーの中にもインフルエンザで咳が出る女性がいましたので、体調を整えて裁判に臨んでいただければと思います。

【司会】

6番の方は。

【6番】

通知が来たら積極的に参加して欲しいです。経験のできないことができるんだから、自分もまさかと思って来たのが、最後選ばれて6日間通ったんですが、自分自身に換え難い経験ができ、裁判所とかめったに出入りする場所じゃないので、通知をもらったら積極的に参加すればいいんじゃないかなと思います。

【司会】

ありがとうございました。

第6 司法記者会質問

【司会】

最後に法曹三者の意見を聞きたいと思いますが、その前に時間がなくなるといけないので、記者の方から質問があればどうぞ。今回はあまり時間をとれなかったもので、今日は時間がちょっと残っていますのでいかがでしょう。

質問（UTY）

経験者の方みなさんにお聞きしたいのですが、裁判员制度が3年経ちまして、見直しの議論が始まっております。もし経験されて、こういった点は見直した方がいいとか、改善点がありましたら教えていただきたいと思います。

【司会】

6番の方から、もしあれば。

【6番】

全くないです。

【司会】

5番の方。

【5番】

調書が長いとかがあるので、例えば、挿絵とかイメージ的なもの、印象に残りやすいものをポンポンと画面に映してもいいかなという、少し感じました。

【司会】

4番の方は何かありますか。

【4番】

とくにはないです。

【司会】

3番の方は何か。

【3番】

これと言ってないです。

【司会】

2番の方は、もうちょっと短い方がいいというのはありましたが。

【2番】

それはもう根本的な問題ですが。

【司会】

1 番の方はいかがですか。

【1 番】

様々なペーパーをいただくんですけども、それと切り離して、メモくらいは持って帰って、自分で今日あったことを全部整理できるようにすればいいんじゃないかと。

【司会】

メモくらいはいいんじゃないかというご意見が出たということですが、いいですかそういったことで。他の記者の方はいかがですか。

質問（NHK）

みなさん、法律に関しては素人で、選ばれてその日に判断をしなければならない、審理しなければならないという問題があったと思うのですが、専門知識がない、経験がないというところで、量刑判断の難しさがあったと思いますが、そういったときに具体的にどのようなサポートがあったのか、専門知識がないことで量刑判断に困った瞬間はあったのかということをお聞きしたいです。

【司会】

1 番の方から、何か判断に困ったかという、専門的な知識がないことで困ったかという質問です。

【1 番】

最後は量刑ですが、いくつかの裁判事例を踏まえて判断しました。自分は困らなかったです。

【司会】

2 番の方はいかがですか。専門的な面とかで判断に困らなかったかという質問ですが。

【2 番】

確かに専門的な言葉に関しては全然わからないというときもありましたが、それに関しては評議をするときに、裁判長や裁判官に話をして、聞いて、しっかり受け答えをしていただけたので、その辺はある程度納得をして了解したうえでやっていましたけれども。

【司会】

3 番の方はいかがでしょう。

【3番】

自分の中では、評議の中で順番を追って説明させていただいて、その中でわかりやすく手順を組みながら、裁判官等と評議しながら進めて、わからない部分はお互いが話し合っ、て、全員が納得するという流れだったんで、そういう面では、専門用語の説明をしていただいて、量刑とかをする際も順番どおりにうまく進めてくれたので、わかりやすくてよかったと思います。

【司会】

4番の方どうですか。何か。

【4番】

最後の判決の際に、求刑とかの話合いの際に、どうしても過去の事例から、似たような事例ではこんな感じで、求刑は何年でしたみたいなのといったところで見られなかったことが心残りかなという気がします。

【司会】

量刑ですね。5番の方がいかがでしょう。

【5番】

基本、刑法に基づいて、どういうことをした人は何年から何年という範囲があるわけで、それをいろいろな角度、判例を検討して、みんなで話し合っていたので、それほど困るということはないと思います。重い、軽いというのは感情的にはいろいろ持っているところはあるんですが、最終的には、いろいろなところで、プラスがあったり、マイナスがあったりして、落ち着いたというか、話合いの中で片が付いたので、みんなが悩んだところは最終的にはすっきりした感じがありました。

【司会】

6番の方は何か困ったような点は。

【6番】

なかったです。裁判官の方が順次指導というか、導いてくれるというか、量刑とか、これが悪いとか、前の事件は、こういう事件はこれくらいというのを参考にして話を持って来てくれたので。一人の人生を決めるというのは非常に心苦しいのですが、スムーズに行けたと思いました。

【司会】

だいたい今のような答えでいいですか。他の方はよろしいですか。

質問（山梨日日新聞）

みなさんの中でいらっしゃればという話になってしまうのですが、裁判員裁判に参加するまでに、勤務先あるいは家族なんかの理解を得るのが大変だったという方、あとは、会社の中で、自分が初めての裁判員経験ということで、会社の制度が変わったとか、そういった変化があった方がいらっしゃれば、お話をお伺いしたいのですが。

【司会】

会社や家族の中で参加するのにいろいろ苦労したとか、工夫したとかあった方いらっしゃいますか。2番の方はないですか。

【2番】

会社に電話で話をしたときに、会社の方で「じゃあお前は行って来い」と、そういう話になってしまいました。「どうぞどうぞ」と。

【司会】

3番の方はいかがですか。

【3番】

とくに私の中でもなかったんですが、ただ、仕事柄、事務職に勤務しているもので、職場の中では理解してくれて、私の分のシフトもやってくれたことは確かです。

【司会】

4番の方、先ほど、仕事の関係に言及されていましたが、どうだったですか。

【4番】

仕事、会社の方は理解があったんで、「行って来い」と言われたので、シフトのやりくりをしてくれたのでとくに問題はなかったです。

【司会】

5番の方はいかがですか。

【5番】

毎回、審理が終わった後から仕事をして、夜中まで仕事をしてまたこちらに来るという感じですね。会社的には最初は「断れ」と言われたのですが、「義務ですから」と話をしたり、言い方は変かもしれませんが、「断るのも結構大変なよ

うですよ」みたいな話をしたら、「じゃあ営業のネタになるから行って来い」と言われまして、無事に滞りなく進められました。

【司会】

6番の方は仕事の関係とかはいかがですか。

【6番】

なかったです。

【司会】

実は裁判員制度が決まってから5年間準備期間があったんですね。その間に裁判所や法務省や検察庁は、各企業や自治体を回ったりして、こういう制度が始まるので積極的に参加できるようなシステムにお願いしますと、大分説明とお願いに廻りまして、そういった中で、会社にも理解していただいたというのが実情ではあります。相当程度、準備期間に、裁判所、法務省、検察庁、弁護士会も大分やっていただいた時期もあって、三者で働きかけをした結果、多少参加しやすくなったのではないかなと、そういう面もあることはあります。

他にもう一社くらいいかがでしょう。

質問（共同通信）

もしあれば結構なのですが、先ほどの守秘義務に関しては、みなさんストレスを感じることはなかったということでしたが、公判の前後や最中に周りの方々に対して何を言って、何を言ってはいけなかったのか守秘義務の対象について不明確に感じるような場面があれば教えていただきたいのですが。

【司会】

何かそういうことはいかがですか。

【1番】

評議の内容について、なかなか難しいのですが公表すべきだと思います。

【司会】

他の方はいかがですか。5番の方ありますか。

【5番】

とくにはないですが、終わった直後に、結構マスコミの方が取材に来て、守秘義務に反するのと言わないというのはわかっているのですが、記者の聞き方がうまいと、これを言ってはいけないというのがあるので、聞く方の聞き方も少しあ

るんじゃないかなと思います。普通の人が相手だとそんな話は出ないというのがあるので、記者の方が工夫して聞いてくださればあまり問題はないのかなと思います。

【司会】

いろいろ難しい点が双方にとってあるのかなと思います。十分答えになっていないと思いますが、そういうことでよろしいでしょうか。

時間もないので、法曹三者はそれぞれ今まで全体を聞いていただいて、まず、弁護人の立場から意見感想等を。

【弁護士】

本日は貴重な意見をお聞きできてよかったですと思います。とくに供述調書よりも尋問の方が心証が取りやすいということがありましたので、我々の方としても尋問の技術を今後一層磨いて、必要な所を的確に聞いて、裁判員のみなさんにわかりやすい形で聞けるようにすることが必要だろうということを痛切に感じました。ありがとうございました。

【司会】

検察官の立場でいかがですか。

【検察官】

私もいろいろと貴重なご意見をいただきまして、今後私が担当する裁判員裁判も控えておりますので、もう一度このご意見を踏まえて、訴訟の進め方等を見直していきたいと思いました。検察官の立場から思うことですが、裁判員裁判というのは、みなさんが住んでいる町で実際に起こったことであって、こういうことをした人が最終的にどうなっていくのかということを裁判員裁判に参加する前にはいろいろな不安もあるかと思いますが、もっと知りたいなと思っております。もし自分の身近な人にこんなことが起きたらとかもっと身近に考えていただければ、みなさんが住んでいる町で、少しでも悲しい出来事が起きないような方向に進んでいくのかなと。それからさらに、服役を終えて、実際にみなさんが住んでいる町にそういった人が戻ってくるということも実際に起きているわけで、そういう人たちに対しても理解が進んでいったらなと思っておりますので、そういったことを今後裁判員裁判に参加される市民のみなさんにいただければと思っております。

【司会】

実際に裁判をやっている立場で、今、全体を聞いていただいて、裁判官はどうですか。

【裁判官】

本日はどうもありがとうございました。今回もみなさんの貴重なご意見を伺うことができましたので、今後選任手続から審理、その後のアフターケアも含めて、裁判員をご経験された方にご負担を掛けることがないように、もっと手続をうまくできるように進めていきたいと思っております。本日はありがとうございました。

【司会】

まだ、いろいろとご意見があるかもしれませんが、予定の時間を過ぎてしまっておりますので、今日はここで終了ということにさせていただきます。大変お忙しい中参加していただいてありがとうございました。お礼を申し上げます。それではこれで終了いたします。